2　保証成分量その他の規格（肥料取締法第４条第１項第３号に掲げる肥料にあっては、含有を許される有害成分の最大量その他の規格）

肥料の名称ごとの保証成分量その他の規格（肥料取締法第４条第１項第３号に掲げる肥料にあっては、含有を許される有害成分の最大量その他の規格）は、次のとおりである。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を農林水産省消費・安全局農産安全管理課に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第千六百六十六号

肥料取締法（昭和二十五年法律第百二十七号）第十三条第四項の規定に基づき、次のように肥料の名称の変更に係る届出があったので、同法第十六条第二項の規定に基づき告示する。

平成二十六年十一月二十日　　農林水産大臣　西川　公也

肥料の名称の変更

登録番号　生第85465号

変更前　汚泥肥料

変更後　エコクリーンおしま

○農林水産省告示第千六百六十七号

肥料取締法（昭和二十五年法律第百二十七号）第十四条の規定に基づき、次の肥料の登録は失効したので、同法第十六条第一項の規定に基づき告示する。

平成二十六年十一月二十日　　農林水産大臣　西川　公也

1　登録番号、肥料の種類及び名称並びに生産業者又は輸入業者の名称及び住所

登録番号	肥料の種類	肥料の名称	名称	住所
生第14149号	鉱さいマンガン肥料	10.0みつかね熔成マンガン肥料	日本重化学工業株式会社	東京都中央区新川一丁目17番25号
生第44985号	鉱さいマンガン肥料	粒状10.0みつかね熔成マンガン肥料	日本重化学工業株式会社	東京都中央区新川一丁目17番25号
生第51071号	鉱さいマンガン肥料	10.0熔成マンガン肥料	日本重化学工業株式会社	東京都中央区新川一丁目17番25号
生第57300号	熔成りん肥	20.0熔成りん肥	日本重化学工業株式会社	東京都中央区新川一丁目17番25号
生第59596号	熔成りん肥	20.0熔成りん肥２号	日本重化学工業株式会社	東京都中央区新川一丁目17番25号
生第60113号	腐植酸りん肥	15.0腐植酸りん肥１号	日本重化学工業株式会社	東京都中央区新川一丁目17番25号
生第64159号	熔成りん肥	20.0粒状熔成りん肥	日本重化学工業株式会社	東京都中央区新川一丁目17番25号
生第64160号	熔成りん肥	20.0粒状熔成ほう素マンガンりん肥	日本重化学工業株式会社	東京都中央区新川一丁目17番25号
生第65796号	熔成りん肥	20.0粒状熔成りん肥１号	日本重化学工業株式会社	東京都中央区新川一丁目17番25号
生第65797号	熔成りん肥	17.0粒状熔成りん肥	日本重化学工業株式会社	東京都中央区新川一丁目17番25号
生第71010号	混合微量要素肥料	粒状混合微量要素肥料１号	日本重化学工業株式会社	東京都中央区新川一丁目17番25号
生第83520号	鉱さいけい酸質肥料	くみあい粒状珪酸苦土石灰Ａ５号	日本重化学工業株式会社	東京都中央区新川一丁目17番25号
生第83777号	混合りん酸肥料	5.0混合りん酸肥料３号	日本重化学工業株式会社	東京都中央区新川一丁目17番25号
生第84403号	化成肥料	微量要素入り15―15―15	日本重化学工業株式会社	東京都中央区新川一丁目17番25号
生第84905号	鉱さいけい酸質肥料	くみあい珪酸苦土石灰Ｄ１号	日本重化学工業株式会社	東京都中央区新川一丁目17番25号
生第84935号	鉱さいけい酸質肥料	くみあい珪酸石灰含鉄45号	日本重化学工業株式会社	東京都中央区新川一丁目17番25号
生第86396号	混合りん酸肥料	7.0混合りん酸肥料１号	日本重化学工業株式会社	東京都中央区新川一丁目17番25号
生第86669号	鉱さいけい酸質肥料	砂状珪酸苦土石灰ＫＡ４―１号	日本重化学工業株式会社	東京都中央区新川一丁目17番25号
生第87093号	混合りん酸肥料	5.0混合りん酸肥料５号	日本重化学工業株式会社	東京都中央区新川一丁目17番25号
生第87100号	鉱さいけい酸質肥料	粒状珪酸苦土石灰ＫＡ４―１号	日本重化学工業株式会社	東京都中央区新川一丁目17番25号
生第87101号	鉱さいけい酸質肥料	粒状珪酸苦土石灰ＫＡ４―２号	日本重化学工業株式会社	東京都中央区新川一丁目17番25号
生第87823号	鉱さいけい酸質肥料	くみあい粒状珪酸苦土石灰Ａ６号	日本重化学工業株式会社	東京都中央区新川一丁目17番25号
生第88008号	鉱さいけい酸質肥料	粒状珪酸苦土石灰ＮＳＫ―１号	日本重化学工業株式会社	東京都中央区新川一丁目17番25号
生第88009号	鉱さいけい酸質肥料	粒状珪酸苦土石灰ＮＳＫ―２号	日本重化学工業株式会社	東京都中央区新川一丁目17番25号
生第89748号	混合微量要素肥料	粒状混合微量要素肥料２号	日本重化学工業株式会社	東京都中央区新川一丁目17番25号
生第89749号	混合微量要素肥料	粒状混合微量要素肥料３号	日本重化学工業株式会社	東京都中央区新川一丁目17番25号
生第89816号	鉱さいけい酸質肥料	くみあい珪酸苦土石灰Ａ４号	日本重化学工業株式会社	東京都中央区新川一丁目17番25号
生第91414号	混合微量要素肥料	粉状混合微量要素肥料ＢＭ0715号	日本重化学工業株式会社	東京都中央区新川一丁目17番25号
生第91415号	混合微量要素肥料	粉状混合微量要素肥料ＢＭ1313号	日本重化学工業株式会社	東京都中央区新川一丁目17番25号
輸第9553号	副産複合肥料	グロウェイＫ	株式会社エコサンクス	愛知県田原市加治町諸田53番地１
輸第11379号	消石灰	消石灰	株式会社くろがねや	山梨県甲府市中小河原一丁目13番18号
輸第11381号	副産苦土肥料	くろがね苦土	株式会社くろがねや	山梨県甲府市中小河原一丁目13番18号

2　保証成分量その他の規格（肥料取締法第４条第１項第３号に掲げる肥料にあっては、含有を許される有害成分の最大量その他の規格）

肥料の名称ごとの保証成分量その他の規格（肥料取締法第４条第１項第３号に掲げる肥料にあっては、含有を許される有害成分の最大量その他の規格）は、次のとおりである。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を農林水産省消費・安全局農産安全管理課に備え置いて縦覧に供する。）

○経済産業省告示第二百二十六号

液化石油ガス保安規則（昭和四十一年通商産業省令第五十二号）第六条第一項第三十二号、一般高圧ガス保安規則（昭和四十一年通商産業省令第五十三号）第六条第一項第二十七号及び第五十五条第一項第二十号並びにコンビナート等保安規則（昭和六十一年通商産業省令第八十八号）第五条第二項第五十号の規定に基づき、製造施設の位置、構造及び設備並びに製造の方法等に関する技術基準の細目を定める告示（昭和五十年通商産業省告示第二百九十一号）の一部を次のように改正し、公布の日から施行する。

平成二十六年十一月二十日　　経済産業大臣　宮沢　洋一

第九条第一項第十号中「第七条の三第二項第十号」の下に「、第十号の二」を加える。